

Ⅱ-2 農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり

中山間地域に対応した少量多品目周年生産や地域の「顔」となる産品づくり^{*1}、農泊の推進、直売所等の販売額向上並びに機能強化、地域の営農活動に必要な農作業受託・機械の共同利用組織の育成など、農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくりを推進します。

●KPI

	現状	令和7年度	現状年度
アグリビジネス売上額 ^{*2}	119.8億円	127.3億円	H30



中山間地域の少量多品目生産

①中山間地域に対応した営農体系の確立

現状と課題

- 一定の産地規模の形成が困難で、認定農業者等の担い手が存在しない中山間地域等の条件不利地域においては、兼業農家や高齢農家も含めた多様な住民を「地域の担い手」として、その所得確保に向けた生産品目の導入等を進め、集落ぐるみで稼ぐ仕組みを構築する必要があります。

施策の展開方向

- 1 中山間地域の特性と資源を活かした地域の「顔」となる産品づくり、少量多品目で周年生産できる営農類型の導入、サカキ等切り枝類の生産や放牧等の取組を推進します。
- 2 小規模なほ場でも、省力化や軽労化に資する傾斜緩和など簡易な土地盤整備、周年生産のための小規模ハウスの導入等を推進します。

● KPI

	現状	令和7年度	現状年度
中山間地域の特性と資源を活かした新規品目の実証数	—	15品目	—

具体的振興方策

① 地域資源を活用した地域の「顔」となる特色ある農業生産や産品づくり

- 移住者や女性・高齢者等多様な人材が農業生産等に携われるよう、地域の特色を活かした伝統野菜や新規品目の生産、中山間地域の山際や林地を活用したサカキ、シキミ等の切り枝類の生産や放牧の導入に向けた検討・実証を行います。
- 検討・実証の結果を踏まえ、地域の顔になる産品づくりを進めるとともに、小区画の圃場を組み合わせた少量多品目生産や小規模ハウスを活用した周年生産等の導入を推進します。



サカキ栽培

② 小規模でも省力化や所得向上を図るための条件整備

- 小規模なほ場でも省力化・軽労化を図るための傾斜緩和等の簡易な土地基盤整備や、周年生産のための小規模ハウス等の施設導入を推進します。
- その際、費用対効果を確保できるように、自力施工も含めた土地基盤整備や施設導入のコスト低減を図ります。



小規模ハウス

目指す経営モデル

営農類型	地域類型	経営規模	経営のポイント	労働力	経営全体（千円）		
					粗収益	経営費	農業所得
農業＋他業種	全域	—	農業にプラスして必要な現金収入を他業種で確保	家族経営 1.3人	2,000	1,000	1,000

※1 地域の顔となる産品づくり 地域の所得確保及び認知度向上につながる地域特産の農林産物や加工品を商品化すること。
 ※2 アグリビジネス売上額 農産物直売所、農泊、長崎四季畑の売上額の合計。

地域戦略名：中山間地域における少量多品目生産と他業種による所得確保

基本的な戦略：小区画で栽培する農産物の生産と他業種による半農半Xのライフスタイルを推進

取組の概要

1 農業と他業種のバランス

- 少量多品目生産の営農体系構築
- 営農、生活モデルの設定

2 多様な担い手の呼び込み

- 集落の受入態勢構築
- 移住、就農情報をパッケージ化して推進

地域の取組の姿

取組前

- 人口減少、高齢化による耕作放棄地及び鳥獣被害の増加
- 農山村集落の資源保全、文化等の機能低下

取組後

- 農山村集落の維持、活性化
- 多様な担い手の確保
- 新たな雇用の創出

●中山間地域における少量多品目の経営モデル 経営試算（10a当たり）

（単位：千円）

品目	農業所得	粗収益	経営費	生産費等		備考
				生産費等	販売経費	
なす（夏秋）	1,041	2,434	1,393	933	460	他県基準参考
ししとう（夏秋）	903	1,795	892	353	539	他県基準参考
にがうり（半促成）	695	1,775	1,079	640	439	ハウス栽培
かぼちゃ（早熟）	231	714	483	330	153	トンネル栽培
かぼちゃ（抑制）	189	516	327	174	153	
おくら	388	927	538	219	319	
そらまめ	341	873	532	248	284	露地栽培
スナップえんどう	634	1,135	501	257	244	露地栽培
いんげん（抑制）	490	919	429	229	200	
ほうれんそう（周年、1作当たり）	180	667	494	346	148	ハウス栽培
こまつな（春～秋 1作当たり）	148	478	330	222	108	ハウス栽培
びわ	326	854	528	391	136	露地栽培
ゆず	103	210	107	74	33	
ブルーベリー	1,249	1,840	591	262	329	
小ぎく（電照）	466	1260	794	487	307	露地栽培
しきみ	167	300	133	106	27	
さかき	159	270	111	76	35	
ハラソ	70	88	18	4	14	

※物財費等：種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、減価償却費、支払利息など

販売経費：選果出荷経費、運賃、手数料など

※びわ、ゆず、ブルーベリー、しきみ、さかきは、定植後3年目以降から収穫開始



集落営農法人によるタマネギの共同定植作業

②地域の農林業を支える組織の設立・推進

現状と課題

- 集落営農法人・組織は107組織（令和元年度）、農作業受託・機械共同利用組織は124組織（令和元年度）が設立されており、地域農業の担い手として重要な役割を果たしています。
- 集落営農法人・組織、農作業受託組織等は、オペレーターの高齢化や後継者の不足が課題となっており、次代の人材確保が必要となっています。
- 中山間地域など一定の産地規模が形成できない地域や、担い手が不在な地域においても、地域資源を維持・活用しつつ地域全体の所得向上を図るため、農林業を継続的に支える組織と地域をマネジメントする人材を育成する必要があります。

施策の展開方向

- 1 | 農作業受託組織からのステップアップや組織間連携・合併など水田農業を効率的に担う集落営農法人・組織の育成を図ります。
- 2 | 中山間地域などにおいて地域農業を支える農作業受託組織、機械共同利用組織の設立を推進するとともに、組織の次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 3 | 林業事業体の増大を図るため、建設業等異業種から林業への参入を促進します。

●KPI	現状	令和7年度	現状年度
農作業受託・機械共同利用組織数	124組織	134組織	R元
集落営農法人・組織の受益面積	1,835ha	2,700ha	H30

具体的振興方策

①地域農業の担い手となる集落営農法人・組織の育成

- 集落営農法人・組織を設立するため、地域の実情や課題等の組織の発展段階に応じた支援を実施し、農作業受託組織等から集落営農組織、集落営農組織から集落営農法人へのステップアップを推進するとともに、経営規模を拡大するため、農地集積や近隣集落との組織間連携・合併を推進します。
- 集落を牽引するリーダー育成や集落営農法人・組織の後継者確保等を図るため、研修会等を開催し、次代を担う人材の育成・確保を推進します。
- 地域全体で所得向上を図るため、新規部門の導入や経営規模の拡大など経営発展に意欲がある組織の事業構想の策定や経営改善支援等を実施し、稼ぐ集落営農法人・組織の育成を推進します。



集落営農研修会

②地域農業を支える農作業受託・機械共同利用組織の設立と人材の育成

- 中山間地域等で認定農業者等が存在しない集落においては、集落協定や土地改良区等の話し合い機能を活用し、リーダーの掘り起こしと組織化に向けた合意形成を重点的に進めることにより、農作業受託組織、機械共同利用組織の設立を推進します。
- 集落を牽引するリーダーの育成や農作業受託組織等の後継者確保、地域農業をマネジメントする支援機関担当者のスキル向上など、次代を担う人材の育成・確保を推進します。地域外の人材を活用するため、地域おこし協力隊の活用や民間企業との連携等を進めるほか、「特定地域づくり事業の推進に関する法律^{*1}」に基づくマルチワーカー制度^{*2}を活用した人材確保を推進します。

③建設業等異業種から林業への参入促進

- 林業就業参入研修とともに、「緑の雇用」事業やながさき森林づくり担い手対策基金を活用した事業等により、計画的な研修を実施し、林業生産技術の向上に取り組めます。
- 新規参入事業者に対し、森林整備事業計画に基づき事業を受注できる体制を整備するとともに、高性能林業機械のリースの助成による機械化を推進します。
- 新規参入事業者が、林業認定事業者に移行できるよう技術向上や事業量確保に向けた取組を支援します。



林業新規参入に向けた安全講習会

※1 特定地域づくり事業の推進に関する法律 地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の認定その他財政上の措置等を定めた法律。
 ※2 マルチワーカー制度 特定地域づくり事業協同組合が、地域内の複数の事業を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、組合で雇用した職員を事業者に派遣することで、マルチワーカーとして地域の担い手（地域づくり人材）を確保する制度。マルチワーカーの人件費等が国及び地方自治体からの財政支援の対象となる。



にぎわう農産物直売所

③地域ビジネスの展開による農山村地域の活性化

現状と課題

- 専門家派遣等による商品企画、販路拡大等の支援により、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画^{*1}に基づく売上は125%（H30/H26）と全体的に増加していますが、農業者等が自ら加工や販売に取り組むことはリスクが伴い、農業経営全体の所得向上に結び付かない事例もあることから、実現性のある計画づくりや、その実現に向けた支援が必要です。
- 農泊については、修学旅行や一般客の宿泊及び体験の受入は、年間10万人を超える実績となっていますが、実践者の高齢化による廃業や担い手不足が進行しています。今後は、新規実践者の確保やインバウンド^{*2}の受入拡大等に取り組む必要があります。
- 農産物直売所については、出荷者の高齢化と後継者不足により、直売所数が年々減少し、売上額の伸びは鈍化しています。今後は、地域内流通及び情報発信施設として、加工等による付加価値向上や高齢者対策など、機能強化を進める必要があります。

施策の展開方向

- 1 地域の「顔」となる特色ある加工品の開発、直売所やECサイト^{*3}での販売等、付加価値を生み出す六次産業化^{*4}の取組を推進し、農家レストラン^{*5}や体験農園^{*6}、農泊などの取組も含めた地域ビジネスの展開を進めます。
- 2 地域の農産物直売所が拠点となり、高齢者の生産活動継続や買い物弱者対策等の地域貢献活動^{*7}を行うなど直売所の機能強化を推進します。

●KPI	現状	令和7年度	現状年度
農泊延べ宿泊者数	60,968人	68,000人	H30
地域貢献活動を行う農産物直売所数	25	55	H30

具体的振興方策

①農産物の付加価値向上に向けた6次産業化等の推進

- 農山村集落の地域資源を最大限に活用し、2次産業や3次産業との一体的な推進により、新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組を推進します。
- 地域の特徴ある加工品の開発や菓子メーカー等へ供給できる一次加工品の生産に加え、農家レストラン、農泊、直売所やECサイトでの販売等の取組も含めた地域ビジネスの展開を進めます。
- 農産物の付加価値向上や農産加工品づくりにおいて、異業種交流や人材育成を図ります。



地域の特徴ある農産加工品

②農泊の推進

- 農泊による所得確保に向け、修学旅行誘致、魅力的な体験プログラムの開発、県内農泊のPRなど、国内や海外の誘客に取り組みます。
誘客対策に当たっては、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や令和4年度開業の「九州新幹線西九州ルート」など、新たな旅行客確保に向け、観光や交通産業と連携した効果的な情報発信を行います。
- 農泊実践団体に対し、インバウンド受入研修等の人材育成を行うことにより、受入体制の充実を図ります。
新たな農泊実践者を掘り起こすための農林漁業体験民宿の新規開業セミナーを開催し、農泊の担い手確保に取り組みます。



農林漁業体験民宿



茶の淹れ方教室（体験）

- ※1 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 農林漁業者等が経営改善を図るため、農林漁業及び関連取組（加工、直売等）を総合的に進めていく事業計画で、国が認定。
- ※2 インバウンド 訪日外国人旅行（客）。
- ※3 ECサイト インターネット上で電子商取引（Electronic Commerce）により商品を販売するWebサイト。
- ※4 6次産業化 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
- ※5 農家レストラン 農家自ら又は農家と連携し、地域の食材を使った料理を提供、かつその地域で運営されるレストラン。
- ※6 体験農園 野菜収穫体験や郷土料理体験など、地域資源を活用した各種体験ができる農園。
- ※7 地域貢献活動 直売所が高齢者対策や移動販売など地域の活性化に貢献する活動。

③ 農産物直売所の機能強化

- 地域の農産物直売所等が核となり、複数の生産者が連携して季節ごとに特色のある品揃えを確保すること、地域の特色を活かした加工品の製造等により、販売額の向上につながる取組を推進します。
- 農産物直売所が地域活性化の拠点となるよう「食の拠点」や「交流の拠点」を目指す直売所に対し、研修会の開催や個別指導の強化等を通じて人材育成に取り組みます。
- 農産物直売所が行う高齢者の生産活動継続に向けた集荷システムの構築、買い物弱者対策や高齢者見守り対策としての配達機能の充実、関係人口拡大のためのインターネット等を活用した地域の情報発信、地域内流通の強化など直売所の機能強化を推進します。



直売所のレベルアップセミナー



関係人口拡大に向けた取組

